

山口県外来医療計画に基づく報告等について

令和3年4月 医療政策課

1 策定の趣旨

- 外来医療については、無床診療所の開設が都市部に偏っていること、救急医療提供体制の構築等の医療機関間の連携の取組が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること等の課題がある。
- こうした課題に対応するため、平成30年7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（医療法の改正）に基づき、「山口県外来医療計画」を策定（計画期間：令和2年度～令和5年度）。

外来医療に係る課題	計画での対応
無床診療所の開設が都市部に偏在	新たに開業を希望される方等に外来医療機能の偏在（診療所の偏在状況等）の客観的な情報を提供することで、自主的な経営判断による行動変容（偏在是正）を促す
医療機関で連携して対応する取組が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている（救急医療体制の構築、医療機器の共同利用等）	充実が必要な機能等に関する医療機関間の連携方針等について地域ごとに協議・検討し、方針を決定

2 外来医師多数区域における「地域で不足する機能」の実施について（一部圏域）

(1) 概要

下記の「外来医師多数区域」で新たに診療所を開設しようとする者に、当該地域で不足する外来医療機能を担うよう、要請することとなった。

（病院、歯科診療所、一般外来を行わない診療所は対象外）

概要	外来医師偏在指標（診療所医師の偏在状況を示す値。国算定）が全国の二次保健医療圏のうち上位33.3%にあたる圏域
対象圏域	○宇部・小野田圏域（宇部市、美祢市、山陽小野田市） ○下関圏域（下関市） ○萩圏域（萩市、阿武町）

(2) 実施を要請する外来医療機能（地域で不足する外来医療機能）

原則、下記3機能全てだが、例外等、具体的な運用は圏域毎に要綱で規定。

機能	具体例
初期救急	在宅当番医制・休日夜間急患センターへの参加
在宅医療	往診・訪問診療への対応
公衆衛生	学校医・産業医・予防接種等への協力

(3) 手続き

- 「外来医師多数区域」で新たに診療所を開設する者に「地域で不足する外来機能の実施（予定）報告書」の提出を求める。（開設届等と同時）
- 記載内容については医師会等必要な関係機関に提供し、実施状況等について確認するとともに、地域医療構想調整会議（協議の場）での報告・公表を行う。
- ※ 「地域で不足する外来医療機能」を行わず、かつ、運用要綱に定める例外的事項等に該当しないとみなされる場合は、臨時の地域医療構想調整会議を開催し、出席を要請する（事務局（保健所）の判断で書面開催も可）。

3 医療機器の共同利用について（全圏域）

(1) 概要

医療機器の共同利用を推進する観点から、下記の医療機器を設置・更新する医療機関において、医療機器の共同利用計画の提出を求めることとなった。

（歯科診療所、一般外来を行わない診療所は対象外）

対象	○CT ○MRI ○PET（PET-CTを含む）
機器	○放射線治療装置（リニアック・ガンマナイフ） ○マンモグラフィー

(2) 手続き

- 対象医療機器を設置・更新する医療機関に「医療機器の共同利用計画」の提出を求める。（エックス線装置設置届等と同時）
- 記載内容については、地域医療構想調整会議（協議の場）での報告・公表を行う。

(参考) 令和2年度の届出状況 (把握しているもの)

《地域で不足する外来医療機能の実施 (予定) 報告書》

圏域	医療機関名	所在地	提出時期	調整会議	備考
下関	おがた婦人科クリニック	下関市	R2. 4	不要	承継による新規開業 (以前と同等)
	医) 茜会 勝山クリニック	下関市	R2. 11	不要	移転による新規開業 (以前と同等)
	門脇医科歯科医院	下関市	R3. 2	不要	承継による新規開業 (以前と同等)

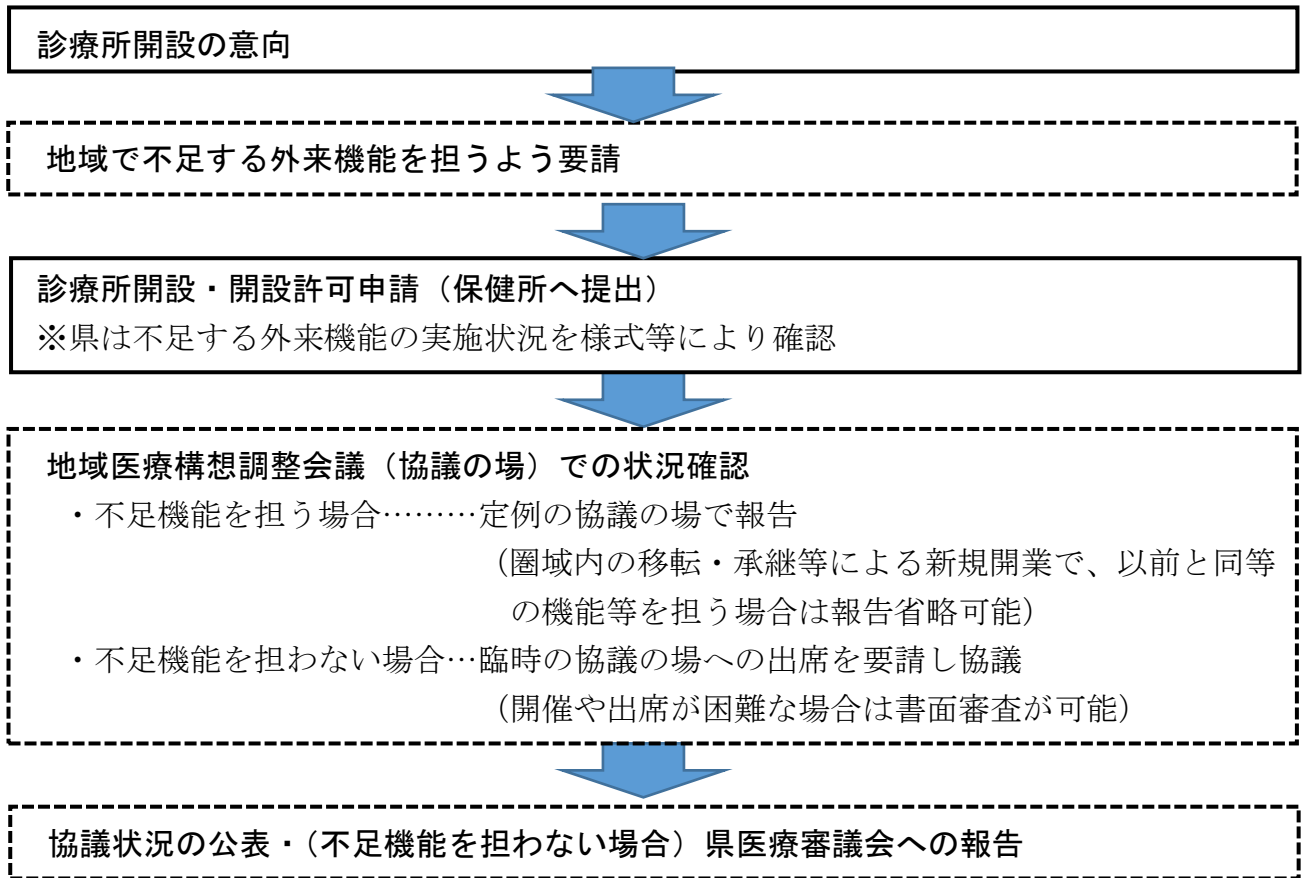
《医療機器の共同利用計画》

圏域	医療機関名	所在地	提出時期	共同利用	種別
柳井	周東総合病院	柳井市	R2. 12	可	マルチスライスCT (64列以上)
			R3. 1	可	マルチスライスCT (64列以上)
宇部・小野田	くろかわクリニック	宇部市	R2. 5	可	MRI (1.5~3テスラ)
	宇部仁心会病院	宇部市	R2. 5	可	マルチスライスCT (16~64列)
	井上医院	山陽小野田市	R2. 10	可	マルチスライスCT (16~64列)
下関	済生会下関総合病院	下関市	R2. 10	可	放射線治療 (リニアック)
	はまさきクリニック	下関市	R2. 12	不可	マルチスライスCT (16~64列)
	下関病院	下関市	R3. 1	不可	マルチスライスCT (16~64列)
萩	萩病院	萩市	R3. 3	不可	マルチスライスCT (16~64列)

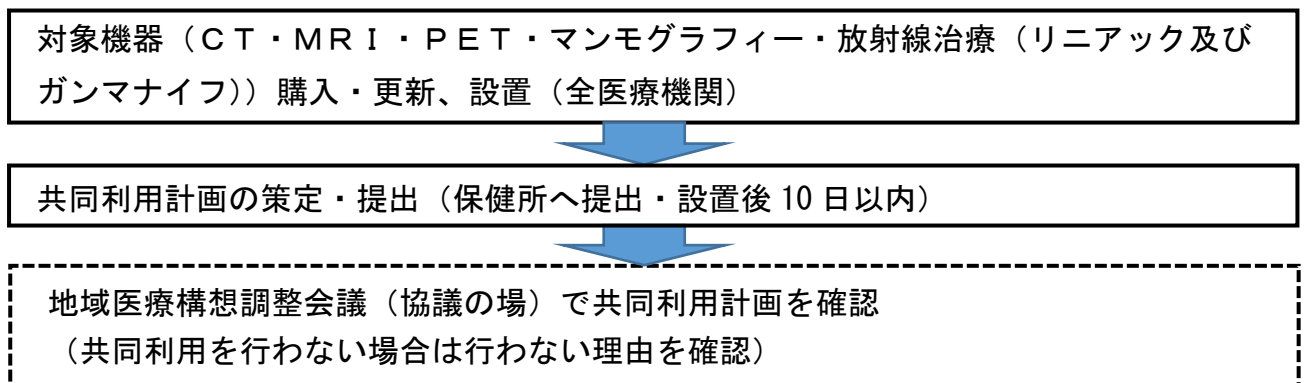
※別に受け付けた報告等がある場合は、医療政策課へ写しの送付をお願いします。

フロー図（外来医療計画 P135 から）

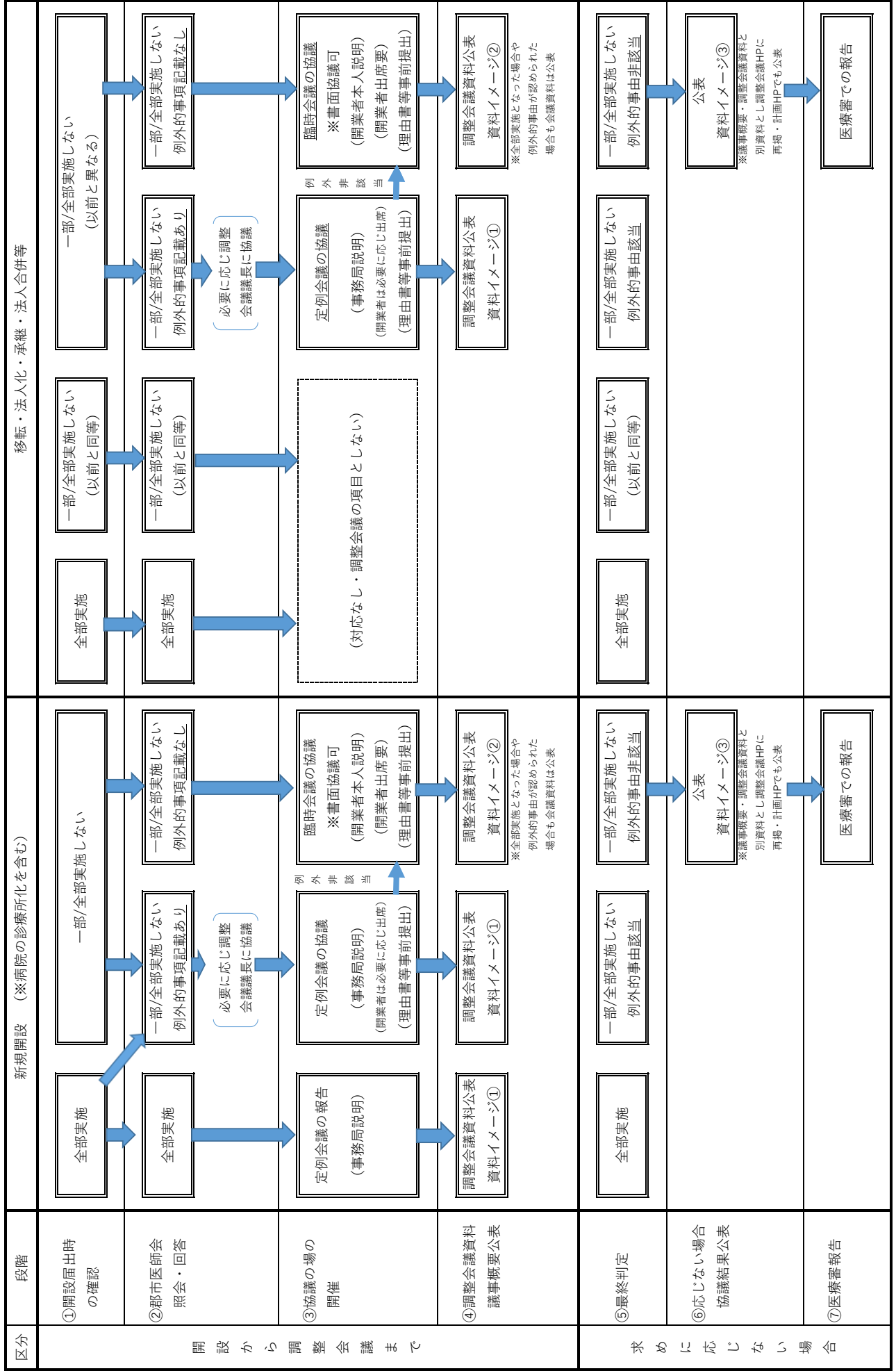
（図1 外来医師多数区域における診療所開設のフロー）



（図2 医療機器の共同利用のフロー）



外来医師多数区域での新規開業者に対する対応フロー



地域で不足する外来医療機能の実施（予定）報告書

事 項	医師又は医師でないもの（法人等）が外来医師多数区域で診療所を開設する場合 （病院、歯科のみを標榜する診療所及び一般外来を行わない診療所は対象外）			
様 式	令和2年3月31日付平31医療政策第896号の通知による様式例による （令和2年10月末で押印欄廃止、医療政策課ホームページに様式・記載例掲載）			
根拠法令	法	令	規 則	細 則
	外来医療計画（医療法に基づく計画）による			
対象地域 （外来医師 多数区域）	外来医師偏在指標（国算定）が全国の二次医療圏の上位33.3%に当たる圏域			
	圏域名	対象市町		
	宇部・小野田圏域	宇部市、美祢市、山陽小野田市		
	下関圏域	下関市		
	萩圏域	萩市、阿武町		
受付窓口	保健所			
提出部数	1部（別途、写しを医療政策課に送付ください）			
提出時期	開設後10日以内（開設届（医師）・開設後届（医師以外）と同時）			
手 数 料	不要			
添付書類	なし			
注意事項	<p>(1) 開業に当たっての事前相談時等に、下記について情報提供を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開業する場所が外来医師多数区域に該当すること ・ 外来医療計画に定められた当該区域の方針（実施を要請する外来医療機能等）及び新規開業者への要請に係る運用要綱 <p>※ 実施を要請する機能は原則、初期救急・在宅医療・公衆衛生の3機能全て</p> <p>(2) 提出にあたり下記の説明を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で不足する外来医療機能の実施状況等の確認のため、郡市医師会、市町、その他必要な機関に対し、情報提供や照会を行うこと。 ・ 実施状況等については公開で行う協議の場（地域医療構想調整会議）において、協議・報告を行い、会議資料を公表すること（移転・法人化・承継・法人合併等による新規開業で、以前と同等の機能を担う場合を除く） ・ 地域で不足する外来医療機能（実施を要請する機能）を行わず、かつ運用要綱に定める例外的事項等に該当しないとみなされる場合は、協議のため地域医療構想調整会議への出席を依頼することがあること（保健所の判断で書面開催可） <p>(3) 地域で不足する機能を実施しない場合も、開設等を制限するものではないこと。</p>			

医療機器の共同利用計画

事 項	病院、一般診療所が対象医療機器を設置・更新する場合 (歯科のみを標榜する診療所及び一般外来を行わない診療所は対象外)			
様 式	令和2年3月31日付平31医療政策第896号の通知による様式例による (令和2年10月末で押印欄廃止、医療政策課ホームページに様式・記載例掲載)			
根拠法令	法	令	規 則	細 則
	外来医療計画（医療法に基づく計画）による			
対象地域	全圏域			
対象機器	対象機器		診療用放射線の許可等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ C T ・ P E T（P E T－C T含む） ・ 放射線治療装置（リニアック・ガンマナイフ） ・ マンモグラフィー ・ M R I 		診療用放射線に係る許可・届出対象 対象外	
※対象機器は国ガイドラインに基づき「山口県外来医療計画」で規定 ※M R Iについては、診療用放射線に係る許可・届出等の義務がないことから、事前の周知に努めるとともに、医療機関への立入検査等の機会を捉え、機器の設置・更新等を把握した段階で提出を求める。				
受付窓口	保健所			
提出部数	1部（別途、写しを医療政策課に送付ください）			
提出時期	設置後10日以内（診療用エックス線装置設置届等と同時）			
手数料	不要			
添付書類	なし ※ただし共同利用に係る規程・保守点検計画が「有」の場合は、参考として提出依頼			
注意事項	(1) 機器設置に当たっての事前相談時等に、下記について情報提供を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来医療計画に定められた当該区域の方針（医療機器の共同利用の方針） ※ 全圏域で「共同利用（紹介患者に対する利用を含む）に努める」が方針 (2) 提出にあたり下記の説明を行うこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用計画の概要については公開で行う協議の場（地域医療構想調整会議）において、報告を行い、会議資料を公表すること (3) 共同利用については、あくまで自主的な取組を依頼するものであり、行わない場合でも罰則等はないこと。 また、共同利用を行わない場合でも、計画の提出（理由等を記載）を求めること。			

(第1面)

地域で不足する外来医療機能の実施（予定）報告書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

診療所の開設にあたり、山口県外来医療計画に基づき、下記のとおり地域で不足する外来医療機能の実施予定等を報告します。

なお、記載した内容について、医師会その他必要な関係機関に提供し、実施状況等について確認するとともに、外来医療に係る協議の場（地域医療構想調整会議）での公表を行うことに同意します。

開設する医療機関名称			
開設の場所			
開設年月日		年 月 日	
診療科目			
開設者			
管理者	氏名		
	生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	
診療に従事する医師	氏名		
	生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	
医療圏で不足する機能の実施予定	初期救急	実施予定	実施方法
		有 ・ 無	
	在宅医療	実施予定	実施方法
		有 ・ 無	
	公衆衛生	実施予定	実施方法
		有 ・ 無	
実施しない機能がある場合その理由	機能種別	初期救急 ・ 在宅医療 ・ 公衆衛生	
	理由		

(第2面)

移転・承継等の区分 (診療所の承継等の場合)		移転・法人化・承継(相続・譲渡)・合併・その他 (その他は具体的に記載:)	
従前の医療 機関の概要	名 称		
	開設の場所		
	診 療 科 目		
	開 設 者		
	廃止年月日	年 月 日	
従前の医療 機関による 医療圏で不 足する機能 の実施状況	初 期 救 急	実施予定	実施方法
		有 ・ 無	
	在 宅 医 療	実施予定	実施方法
		有 ・ 無	
	公 衆 衛 生	実施予定	実施方法
		有 ・ 無	

(第1面)

医療機器の共同利用計画

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

医療機器の設置にあたり、山口県外来医療計画に基づき、下記のとおり共同利用計画を提出します。

なお、記載した内容について、外来医療に係る協議の場（地域医療構想調整会議）での公表を行うことに同意します。

病院又は 診療所	名 称	
	所 在 地	
共同利用 対象機器	種 別	マルチスライスCT（64列以上・16列以上64列未満・16列未満）・その他のCT
		MRI（3テスラ以上・1.5テスラ以上3テスラ未満・1.5テスラ未満）
		PET・PETCT
		放射線治療（リニアック・ガンマナイフ）
		マンモグラフィ
	製 作 者 名	
	型 式 及 び 台 数	
設 置 年 月 日	年 月 日	
共同利用 の方針	共同利用の方針	共同利用を行う ・ 共同利用を行わない
	共同利用に係る規程の有無	有 ・ 無
	共同利用の方法	・ 連携先の病院又は診療所による機器使用 ・ 連携先の病院又は診療所からの患者の受入、画像情報及び画像診断情報の提供 ・ その他（ ）
	共同利用を行わない場合の理由	

共同利用 の相手方	登録医療機関	名称	開設者 氏名 又は 名称	所在地	主たる 診療科 療目

(第2面)

共同利用 の相手方	登録制度の 担当者	部署等	職	種	氏	名	連	絡	先
保守点検 の方針	保守点検計画の 策定の有無	有 ・ 無							
	保守点検予定時期、 間隔、条件								
画像情報及び画像診断情報の提 供に関する方針（提供方法）		ネットワーク・デジタルデータ（CD・DVD）・ 紙ベース・その他							

山口県外来医療計画の策定について

～地域で不足する外来医療機能（初期救急・在宅医療・公衆衛生）の実施に御協力ください～

平成30年（2018年）7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（医療法の改正）に基づき、山口県では令和2年（2020年）3月に「山口県外来医療計画」を策定し、外来医療提供体制の確保に取り組むこととしました。

本計画では、「地域で不足する外来医療機能」について圏域毎に定めるとともに、令和2年4月1日以降、「外来医師多数区域」で新たに診療所を開設しようとする方に、当該地域で不足する外来医療機能を担うよう要請することとなりました。

要請対象・実施を要請する機能

〔要請対象〕

下記の外来医師多数区域において一般診療所を開設する予定の法人・個人（病院、歯科診療所及び一般外来を行わない一般診療所は対象外）

外来医師多数区域とは？（裏面も御参照ください）

外来医師偏在指標（診療所医師の偏在状況を示す値）が、全国の二次保健医療圏（335圏域）のうち上位33.3%に当たる圏域で、山口県では下記の3圏域が該当。

- ・宇部・小野田圏域（宇部市、美祢市、山陽小野田市）
- ・下関圏域（下関市）
- ・萩圏域（萩市、阿武町）

〔実施を要請する外来医療機能（地域で不足する外来医療機能）〕

下記の3機能全てですが、求められる内容や例外的な取扱い（例：へき地での開業時の対応）等、具体的な運用については、圏域毎に要綱を定め、県ホームページに掲載しています。

- ・県ホームページ（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/6iryoukeikaku/gairai.html>）

機能	実施内容例（圏域毎に決定）
初期救急	在宅当番医制・休日夜間急患センターへの参加
在宅医療	往診・訪問診療への対応
公衆衛生	学校医・産業医・予防接種等への協力



〔開始時期〕 令和2年（2020年）4月1日

フロー図

（地域で不足する外来医療機能を担うよう要請）

診療所開設届・開設許可申請書及び開設後届の提出

※様式提出に併せて要請された機能の実施予定を報告してください
（所管の健康福祉センター（保健所）・下関市立下関保健所へ提出）

地域医療構想調整会議（協議の場（注））での状況の確認・協議状況の公表

- ・機能を担う場合 定例の協議の場で報告
- ・機能を担わない場合 臨時の協議の場への出席を要請し協議（書面審査も可能）
山口県医療審議会への結果報告

（注）医療関係者・保険者その他の関係者等からなる会議で二次保健医療圏ごとに設置
開催予定、会議資料及び協議結果は県ホームページで公表

Q & A (よくある御質問)

Q 「外来医療計画」の目的は何ですか？

A 客観的な指標等で外来医療の偏在状況等の情報を提供したり、地域で必要な外来医療機能や医療機器の共同利用に係る連携の方針を、各二次保健医療圏で決定し、外来医療の偏在の是正や外来医療を提供する体制の確保につなげることです。

Q 「地域で不足する機能」を実施しない場合、開業できないのでしょうか？

A 地域の状況を理解していただき、地域医療への御協力を求める趣旨での要請です。開業自体を制限するものではありません。(許認可等への影響もありません)

Q 開業予定地域は「外来医師多数区域」ですが、外来医師(診療所の医師)が多いとは思えないのですが？

A 「外来医師偏在指標」は人口10万人当たりの診療所の医師数を基に、医師の年齢等を考慮した労働力、地域の人口構成等を考慮した医療ニーズなどから算出されていますが、以下のような特性から、地域の実情を踏まえて考える必要があります。

☞圏域外への外来患者の流出が多い地域では、地域の外来医療ニーズが十分に反映されていない可能性があります。(指標は患者の流出入率を考慮して算出)

☞へき地診療所が多い地域などでは、診療所医師数が人口に対し多くなる傾向があります。(少ない人口に対し診療所の医師が配置されているため)

☞多数区域の中でも、市町や地域によって医師数に大きく差がある(医師が少ない地域がある)場合もあります。(指標は二次保健医療圏単位で算出)

Q 法人化や移転、承継等で、届出上「開設」となる場合も要請の対象ですか？

A 対象となりますが、以前と同等の機能を担う場合、協議での場の協議は省略されることがあります。

Q 多数区域以外で一般診療所を開設する場合、この計画の影響を受けますか？

A 要請はありませんが「地域で不足する外来医療機能」について御理解頂くとともに、地域の外来医療に係る情報を開業の参考とさせていただきます。



問い合わせ先

問い合わせ先	所在地	電話番号(上) FAX 番号(下)	管轄市町
下関市保健部 (下関市立下関保健所)	〒750-8521 下関市南部町1番1号	083-231-1711 083-231-1376	下関市
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1522 0827-29-1594	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町3-9-3(※)	0820-22-3777 0820-22-3895	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6422 0834-33-6510	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2528 083-934-2527	山口市、防府市
宇部健康福祉センター	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3201 0836-34-4121	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 0837-22-6363	長門市
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2663 0838-26-0696	萩市、阿武町
山口県 健康福祉部医療政策課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2924 083-933-2829	

※柳井健康福祉センターは令和2年(2020年)3月23日に上記住所(総合庁舎内)に移転(移転前は〒742-0032柳井市古開作中東条658-1。移転前後で電話・FAX番号には変更なし)

令和2年（2020年）4月から 医療機器の共同利用計画の提出をお願いします

平成30年（2018年）7月に公布された「医療法及び医師法の一部を改正する法律」（医療法の改正）に基づき、山口県では令和2年（2020年）3月に「山口県外来医療計画」を策定し、医療機器の共同利用を推進することとしました。

本計画に基づき、令和2年4月1日以降にCT・MRI等の対象医療機器を設置・更新される医療機関においては、新たに「医療機器の共同利用計画」を提出していただくこととなります。

共同利用計画の対象・提出先等

[対象]

下記の医療機器を設置・更新する病院及び一般診療所
(歯科診療所及び一般外来を行わない医療機関は対象外)

(対象医療機器) CT、MRI、PET（PET-CT含む）、
放射線治療装置（リニアック・ガンマナイフ）、マンモグラフィー

[提出先]

所管の健康福祉センター（保健所）又は下関市立下関保健所
(裏面「問い合わせ先」を参照)

[提出期限]

設置後10日以内（エックス線装置設置届等と同時）

※MRIはエックス線装置設置届等の提出は不要ですが、
同じ期限内で共同利用計画の提出をお願いします



[開始時期]

令和2年（2020年）4月1日

フロー図

対象となる医療機器の購入・更新、設置

共同利用計画の策定・提出

(設置後10日以内、所管の健康福祉センター（保健所）又は下関市立下関保健所へ提出)

地域医療構想調整会議（協議の場（注））での共同利用計画の確認
(共同利用を行わない場合は共同利用を行わない理由を確認)

(注) 医療関係者・保険者その他の関係者等からなる会議で二次保健医療圏ごとに設置
開催予定、会議資料及び協議結果は県ホームページで公表

共同利用計画の様式

計画の様式は、県ホームページや各健康福祉センター・保健所で配布しています。

- ・ 県ホームページ (<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/6iryoukeikaku/gairai.html>)
- ・ 各健康福祉センター・下関市立下関保健所（裏面「問い合わせ先」）に設置

Q & A (よくある御質問)

Q 医療機器の共同利用とは？

A 連携先の医療機関による医療機器利用のほか、連携先の医療機関からの紹介患者の受け入れや、画像情報及び画像診断情報の提供などが含まれます。

Q なぜこれらの医療機器について共同利用計画を策定することとなったのですか？

A 今後、人口減少が見込まれる中、医療機器についても共同利用の推進等により効率的に活用していくべきという考えに基づき、国ガイドラインに対象医療機器や手順が示され、これに従って「山口県外来医療計画」を策定しています。

Q 必ず共同利用をしなければなりませんか？しない場合に罰則はありますか？

A あくまで自主的な取組をお願いするものであり、罰則等はありません。

Q 共同利用を行わない場合も共同利用計画の提出が必要ですか？

A 罰則等はありませんが、共同利用を行わない場合でも、様式に設置する医療機器の種別や型式、共同利用を行わない理由等を記載し、提出してください。

Q 新規購入や増設のほか、更新で台数が変わらない場合も対象になりますか？

A 更新で台数が変わらない場合も対象になります。
また、購入・リース等、医療機器の調達方法に関わらず対象になります。

Q 地域医療支援病院等で既に共同利用をしているCT・MRI等の医療機器について、4月以降、計画を策定し、提出する必要がありますか？

A 既存医療機器で、医療機器の更新等がなければ提出は不要です。



問い合わせ先

問い合わせ先	所在地	電話番号(上) FAX 番号(下)	管轄市町
下関市保健部 (下関市立下関保健所)	〒750-8521 下関市南部町1番1号	083-231-1711 083-231-1376	下関市
岩国健康福祉センター	〒740-0016 岩国市三笠町1-1-1	0827-29-1522 0827-29-1594	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	〒742-0031 柳井市南町3-9-3(※)	0820-22-3777 0820-22-3895	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	〒745-0004 周南市毛利町2-38	0834-33-6422 0834-33-6510	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	〒753-8588 山口市吉敷下東3-1-1	083-934-2528 083-934-2527	山口市、防府市
宇部健康福祉センター	〒755-0033 宇部市琴芝町1-1-50	0836-31-3201 0836-34-4121	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター	〒759-4101 長門市東深川1344-1	0837-22-2811 0837-22-6363	長門市
萩健康福祉センター	〒758-0041 萩市江向531-1	0838-25-2663 0838-26-0696	萩市、阿武町
山口県 健康福祉部医療政策課	〒753-8501 山口市滝町1-1	083-933-2924 083-933-2829	

※柳井健康福祉センターは令和2年(2020年)3月23日に上記住所(総合庁舎内)に移転(移転前は〒742-0032柳井市古開作中東条658-1。移転前後で電話・FAX番号には変更なし)